

岩手県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
わお調剤薬局	遠野市上組町3番4号	令和6年11月1日
ウイング薬局北鬼柳店	北上市北鬼柳18地割18番地1	令和6年12月1日
なの花薬局盛町店	大船渡市盛町字東町11番地12	〃
おか乳腺クリニック	北上市さくら通り一丁目5番11号	令和6年12月4日
さいとう内科・循環器内科 はるかぜ医院	北上市北鬼柳18地割18番地1	令和6年12月19日